

犬を飼っている方、飼おうとしている方へ

秋田県北秋田保健所

1 犬を飼った時は、登録手続きをしましょう

(1) 犬の登録（生涯1回）

生後91日以上犬を飼っている方は、飼い犬1頭ごとに市役所（支所）・町村役場で登録しましょう。

登録番号のついた鑑札が交付されます。

生涯1回の登録が大切な飼い犬の戸籍になります。

(2) 登録した内容の変更等の届出

犬が死亡したとき、飼い主が変わったとき、犬の所在地が変わったときなど、登録した内容に変更があった場合は、市役所（支所）・町村役場に届出してください。



2 狂犬病予防注射は毎年1回受けましょう

狂犬病は多種類の動物に感染します。感染動物に咬まれ、狂犬病を発症すると100%死亡します。

平成18年には、海外で狂犬病に感染している犬に咬まれ、日本に帰国後発症して死亡した人の事例が2件発生しました。

日本では動物の検疫により狂犬病が侵入しないように監視していますが、それでも予期しない侵入により、国内での発生がいつ起きてもおかしくないといわれております。

万が一、日本で狂犬病が発生した場合、蔓延を防ぐには狂犬病予防注射しか手段がありません。そのため、飼い犬に狂犬病予防注射をすることが義務づけられています。

毎年春に各市町村で巡回による狂犬病予防注射が行われております。

（動物病院で狂犬病予防注射をした場合は、注射証明書を持って市役所・町村役場で注射済票の交付手続きが必要です。）

3 飼い犬による迷惑がかからないようにしましょう

① 放し飼いはやめましょう。

また、自宅や散歩の途中に逃げ出さないように注意しましょう。

② フンの置き去りはやめましょう。

③ 犬の散歩は引き綱をつけて。



4 犬と楽しく暮らすために

① 逃げ出して迷子になった時のためにも、犬には鑑札をつけましょう。

② 管理が十分にできるような頭数を飼いましょう。

繁殖制限のための措置（去勢や不妊手術など）を講じましょう。

③ 犬の習性、年齢に応じた健康保持、しつけなど、家族みんなが飼い犬に関心をもって生活しましょう。

飼い犬の手続きに関するお問い合わせは、市役所・町村役場へ